

「インフラ調査士」
「インフラ調査管理士」

資格認証制度のご案内



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

インフラ調査士企画運営委員会

目次

1. 資格認証制度について	1
2. 適用規格・基準など	1
3. 資格の対象施設・業務	2
4. 資格認証技術者の能力	2
5. 「インフラ調査士」および「インフラ調査管理士」の資格取得	3
6. 「インフラ調査士」講習会	6
7. 「インフラ調査管理士」資格試験(予定)	6
8. 「インフラ調査士」および「インフラ調査管理士」資格更新	7
9. 認証登録	7
10. 資格証明書の有効期間	8
11. 資格登録者リスト掲載事項	8
12. 雇用主の順守事項	8
13. 受講・受験料等	9
14. 認証組織	10
資格認証技術者順守事項	11

1. 資格認証制度について

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。社会資本の維持管理・更新については、国のみならず社会資本の多くを管理している地方公共団体を含めた、我が国全体の大きな問題となっています。

このような中、平成24年7月に国土交通省より諮問を受け、社会資本整備審議会および交通政策審議会は、今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を設置して平成25年12月25日に答申をとりまとめました。

答申では、国土交通省や地方公共団体などが重点的に講ずべき具体的な施策について提言を行いました。他方、今後更にその施策の具体化に向けた検討を行う必要があることから以下の4つの事項について検討を進めることとしました。

1. 点検・診断に関する資格制度の確立
2. 維持管理を円滑に行うための体制，地方公共団体などの支援方策
3. 維持管理・更新に係る情報の共有化，見える化
4. メンテナンス技術の国際化

このうち、早急に対応すべき事項として「1. 点検・診断に関する資格制度の確立」について優先的に検討を進めることとなり、平成26年7月に「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について(案)」が答申され、資格制度の指針が出されました。

現状では、施設の点検は国および地方公共団体において、一部の分野を除き外部委託により実施している場合が多く、委託先企業においては、点検・診断，評価，設計および修繕などの業務を適切に行うため、技術者・技能者の育成、更には資格制度の確立・活用を図ることが重要です。

また、平成26年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）では、調査および設計の品質確保の観点から、点検・診断などの業務に従事する者の力量を資格制度により定量的に評価することが講じられています。今後、点検・診断、補修設計などを実施する技術者・技能者は、公共工事発注業務範囲と連動した資格保有者であることが位置付けられてきています。

このような背景から、当工業会では国の定める法令・基準などにに基づき点検・診断等が実施できる技術者・技能者の育成、確保を目的に、即戦力となる社会資本(インフラストラクチャ、以下インフラという。)の点検・診断の実務経験者及び非破壊試験技術者を対象とした「インフラ調査士」資格制度を創設しましたので、ここに、ご案内申し上げます。

2. 適用規格・基準など

2.1 適用規格

- (1) (一社)日本非破壊検査工業会規格

検規-6001：2014 インフラ調査士技術者認証規準

2.2 関連法規

- (1) 平成 26 年 6 月改正：公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (2) 平成 26 年 7 月改正：道路法施行規則
- (3) 平成 26 年 11 月制定：公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

2.3 適用基準など

- (1) 道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (2) 橋梁定期点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (3) 道路トンネル定期点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (4) シェッド,大型カルバート等定期点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (5) 附属物（標識、照明施設等）点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (6) 門型標識等定期点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (7) 横断歩道橋定期点検要領（国土交通省 道路局 平成 26 年 6 月）
- (8) 舗装の調査要領（案）（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (9) 道路のり面工・土工構造物の調査要領（案）（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (10) 総点検実施要領（案）[橋梁編]（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (11) 総点検実施要領（案）[道路トンネル編]（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (12) 総点検実施要領（案）[舗装編]（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (13) 総点検実施要領（案）[道路のり面工・土工構造物編]
（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (14) 総点検実施要領（案）[道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編]
（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）
- (15) 総点検実施要領（案）[横断歩道橋編]（国土交通省 道路局 平成 25 年 2 月）

3. 資格の対象施設・業務

3.1 対象施設

この資格は、インフラの分野(道路、河川、港湾など)のうち、道路分野を対象とする。
また、対象施設は、橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、道路トンネル、舗装道路、道路のり面・土工構造物、道路附属物(標識、照明施設等)、横断歩道橋の 7 施設とする。

3.2 対象業務

上記対象施設における次に示す点検業務を対象とする。

点検業務：部材等の損傷状況の把握、規準、マニュアル等に基づく損傷区分の判定、点検結果の記録など。

4. 資格認証技術者の能力

4.1 「インフラ調査士」技術者資格認証者

「インフラ調査士」の資格認証された技術者は、資格の対象となる施設・業務範囲において、担当技術者として、管理技術者のもとで業務の実務を担当する能力をもつ。

4.2 「インフラ調査管理士」技術者資格認証者

「インフラ調査管理士」の資格認証された技術者は、資格の対象となる施設・業務範囲において管理技術者として、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う能力をもつ。

5. 「インフラ調査士」および「インフラ調査管理士」の資格取得

「インフラ調査士」、「インフラ調査管理士」の資格取得までの流れを図1に示す。

5.1 「インフラ調査士」

5.1.1 受験申請資格

受験申請資格は、満18歳以上で、次の要件のいずれかを満足することが必要である。

(1) 非破壊試験関連資格保有者

① JIS Z 2305 非破壊試験技術者資格保有者

(一社)日本非破壊検査協会が認定するJIS Z 2305に基づく非破壊試験技術者資格の保有者。保有資格の種別、レベルに関係なく、受験が可能である。

② コンクリート構造物の配筋探査技術者資格保有者

(一社)日本非破壊検査工業会が認定する配筋探査技術者資格(土木)または(建築)の保有者。

③ (一社)日本非破壊検査協会が認定するNDIS 0602 非破壊総合管理技術者資格保有者

④ (一社)日本非破壊検査協会が認定するNDIS 0604 赤外線サーモグラフィ試験技術者資格保有者

⑤ (一社)日本非破壊検査協会が認定するNDIS 0605 もれ試験技術者資格保有者

(2) 道路施設の点検・診断実務経験者

3年以上道路施設(橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、道路トンネル、舗装道路、道路のり面・土工構造物、道路附属物(標識、照明施設等)、横断歩道橋)の点検・診断業務に従事し、かつ、直近の3年間で延べ120日以上の実務に従事したことを雇用主に証明された者。

5.1.2 資格認証技術者の要件

工業会で主催する「インフラ調査士」講習会を受講し、対象施設ごとに実施する資格試験の「学科(一次)試験」合格後、2年以内に実務(二次)試験を合格した者に、対象施設ごとに有効期間5年間の「インフラ調査士(対象施設)」技術者資格を付与する。

5.2 「インフラ調査管理士」

5.2.1 受験申請資格

「インフラ調査士」技術者資格保有者で、かつ、道路施設(橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、道路トンネル、舗装道路、道路のり面・土工構造物、道路附属物(標識、照明施設等)、横断歩道橋)の点検・診断・設計・施工実務経験 7 年以上の者

5.2.2 資格認証技術者の要件

「インフラ調査士(対象施設)」技術者資格の有効期限内に、「インフラ調査管理士(対象施設)」資格試験に合格した者に、対象施設ごとに有効期間 5 年間の「インフラ調査管理士(対象施設)」技術者資格を付与する。

「インフラ調査士」および「インフラ調査管理士」の資格名称と対象施設、業務、技術者区分を、それぞれ表 1、表 2 に示す。

表 1 「インフラ調査士」資格名称と資格対象範囲

資格名称	資格対象		
	施設分野	業務	技術者区分
「インフラ調査士」 橋梁(鋼橋)	橋梁 (鋼橋)	点検	担当技術者
「インフラ調査士」 橋梁(コンクリート橋)	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者
「インフラ調査士」 トンネル	トンネル	点検	担当技術者
「インフラ調査士」 付帯施設	舗装、道路のり面・ 土工構造物、道路附 属物、横断歩道橋	点検	担当技術者

表 2 「インフラ調査管理士」資格名称と資格対象範囲

資格名称	資格対象		
	施設分野	業務	技術者区分
「インフラ調査管理士」 橋梁(鋼橋)	橋梁 (鋼橋)	点検	管理技術者
「インフラ調査管理士」 橋梁(コンクリート橋)	橋梁 (コンクリート橋)	点検	管理技術者
「インフラ調査管理士」 トンネル	トンネル	点検	管理技術者
「インフラ調査管理士」 付帯施設	舗装、道路のり面・ 土工構造物、道路附 属物、横断歩道橋	点検	管理技術者

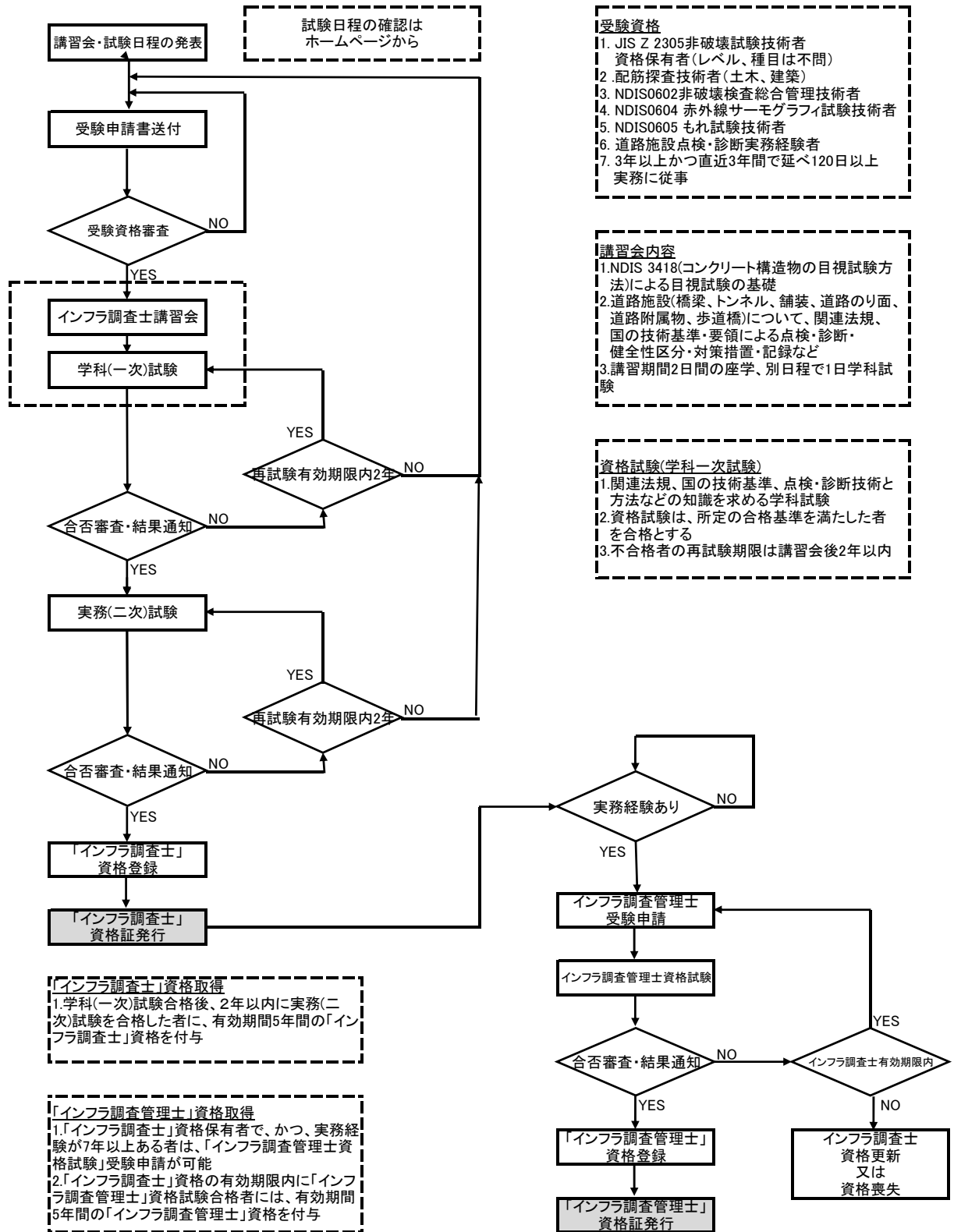


図 1. 「インフラ調査士」、「インフラ調査管理士」資格取得までの流れ

6. 「インフラ調査士」講習会

「インフラ調査士」の資格を取得するためには、「インフラ調査士」講習会を受講して、「インフラ調査士」資格試験の学科(一次)試験合格後、実務(二次)試験に合格しなければならない。

6.1 講習会内容

講習会では、次の内容などについて研修する。

- (1) NDIS 3418(コンクリート構造物の目視試験方法)による目視試験の基礎
- (2) 道路施設(橋梁、トンネル、舗装、道路のり面、道路附属物、横断歩道橋)について、関連法規、国の技術基準・要領による点検方法、点検結果の判定(対策区分の判定)、健全性の診断、対策措置、点検記録の作成など
- (3) 点検・診断のための非破壊検査技術

6.2 資格試験

講習会(2日間の座学)終了後、研修内容について、考査のため学科(一次)試験を別日程で実施する。学科(一次)試験は、四肢択一問題の筆記試験とする。

(1) 試験内容

- ① 法令に関する知識 [法令]
- ② 技術基準、マニュアル等に関する知識 [基準]
- ③ 工学的基礎知識 [工学]
- ④ 実務経験 [経験]
- ⑤ 点検技術、点検方法に関する知識 [点検]
- ⑥ 診断技術、診断方法に関する知識 [診断]
- ⑦ 補修設計技術、補修設計方法に関する知識 [補修設計]

(2) 学科(一次)試験の合格条件は、所定の合格基準を満足するものとする。

(3) 学科(一次)試験合格後、2年以内に実務(二次)試験に合格した者に「インフラ調査士(対象施設)」技術者資格を付与する。実務(二次)試験は、実務経験論文作成、面接試験、打音検査等の実技試験を実施し実務能力を考査する。

(4) 学科(一次)試験不合格者は、講習会終了後2年以内に工業会が実施する再試験を受験することができる。再試験の不合格者は、改めて「インフラ調査士」講習会を受講することになる。再試験合格者は、上記(3)の実務(二次)試験に進むことができる。

7. 「インフラ調査管理士」資格試験

「インフラ調査管理士」技術者資格を取得するためには、次に示す受験申請資格の要件を満たす者が、「インフラ調査管理士」資格試験に合格しなければならない。

7.1 受験申請資格

道路施設(橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、道路トンネル、舗装道路、道路のり面・土工構造物、道路附属物(標識、照明施設等)、横断歩道橋)の点検・診断、設計、施工実

務経験 7 年以上の者で、かつ、「インフラ調査士(対象施設)」技術者資格保有者

7.2 資格試験

資格試験は、6.2 (1) に示す内容の知識の他、契約の履行に関する業務の管理および統括能力を考査するものとする。所定の合否規準を満足した者を合格とする。資格試験合格者には、「インフラ調査管理士(対象施設)」技術者資格を付与する。

7.3 再試験

資格試験不合格者は、「インフラ調査士」の資格有効期限内に再試験を受験できる。

8. 「インフラ調査士」および「インフラ調査管理士」資格更新

資格更新とは、資格を既に取得している者が、資格認証登録日から 5 年の有効期限を超えて資格延長することを言い、そのためには資格更新試験に合格する必要がある。

8.1 資格更新申請

資格取得後の道路施設の点検実務経験など必要事項を記入した資格更新申請書を提出し、書類審査後、資格更新試験を受験する。資格更新申請は、資格の有効期限の 1 年前から申請できる。

8.2 資格更新試験

資格更新試験では、「道路施設の点検に関する、最新の技術、関連法規・技術基準の改正等」の講習受講後、その知識を確認する。

9. 認証登録

認証登録には、新規試験合格後に行う新規認証登録、5 年目の有効期限前に行う更新認証登録がある。

9.1 新規認証登録

新規試験合格後に送付される「インフラ調査士またはインフラ調査管理士技術者資格登録台帳(新規認証)」に必要事項を記入のうえ申請すること。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となる。

9.2 更新認証登録

更新認定後に送付される「インフラ調査士またはインフラ調査管理士技術者資格登録台帳(更新認証)」に必要事項を記入のうえ申請すること。申請内容を審査のうえ認証し、資格登録となる。

9.3 資格証明書の発行

(1) 新規認証の資格証明書の発行

新規認証登録後に資格証明書としてポケットサイズのカードを発行します。

(2) 更新認証の資格証明書の発行

更新認証登録後に資格証明書の有効期限日の翌日から有効となる資格証明書を発行

する。

注:1) 資格証明書を発行することによって、認証機関は技術者の資格を認証するが 認証の対象となる作業の許可を与えるものではない。

2) 雇用主は技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければならない。

3) 個人が自分自身で雇用主となっているか、又はその個人自身が単独で申請する場合は、雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければならない。

10. 資格証明書の有効期間

取得した資格証明書の有効期間は、資格証明書に記載の認証登録日付（初回認証登録日または更新認証登録日）から 5 年間とする。ただし、以下の場合には無効となるので、雇用主は無効要件発生時には、資格試験センターへ報告すること。

(1) 認証機関が「資格認証技術者、申請者、証明者の倫理規則」に違反したと判断した場合

(2) 認証機関が「資格登録者順守事項」に違反したと判断した場合

11. 資格登録者リスト掲載事項

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じリストを公開することがある。「資格登録者リスト」に掲載される事項は次のとおりとする。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

(1) 資格名称 (2) 資格対象とする施設分野、業務、及び知識・技術を求める者の区分

(3) 登録年月日及び登録番号 (4) 有効期限 (5) 資格登録者氏名及び生年月日 (6) 登録

資格付与事業者の名称、代表者氏名、住所 (7) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX 番号) (8) その他、工業会が掲載することを決定した事項

12. 雇用主の順守事項

雇用主（認証申請者又は認証技術者が日常働いている機関の責任者、又はその責任者により業務を委任されている代理者）は以下のすべての事項を順守しなければならない。

(1) 雇用主は、資格申請に関し、提出された個人情報正しいものであることを文書で証明しなければならない。

(2) 雇用主は、申請者及び認証技術者の業務の正当性に責任を負い、かつ認証の対象となる作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任をもたなければならない。

13. 受講・受験料等

13.1 「インフラ調査士」講習会

- (1) 座学講習会受講料
(座学2日間、学科試験1日、テキスト代、資格試験含む) 50,000円 (+消費税)
- (2) 学科(一次)再試験受験料 10,000円 (+消費税)
- (3) 実務(二次)試験・再試験受験料 10,000円 (+消費税)

13.2 「インフラ調査士」資格更新

- (1) 資格更新受験料 (講習会・資格試験含む) 20,000円 (+消費税)

13.3 「インフラ調査管理士」資格試験

- (1) 資格試験(再試験)受験料 15,000円 (+消費税)
- (2) 再試験受験料 15,000円 (+消費税)

13.4 「インフラ調査管理士」資格更新

- (1) 資格更新受験料 (講習会・資格試験含む) 20,000円 (+消費税)

13.5 認証申請料

- (1) 「インフラ調査士」資格証明書 新規認証申請料 10,000円 (+消費税)
- (2) 「インフラ調査管理士」資格証明書 新規認証申請料 10,000円 (+消費税)
- (3) 資格証明書 更新認証申請料 10,000円 (+消費税)
- (4) 資格証明書再発行料 3,000円 (+消費税)

14. 認証組織

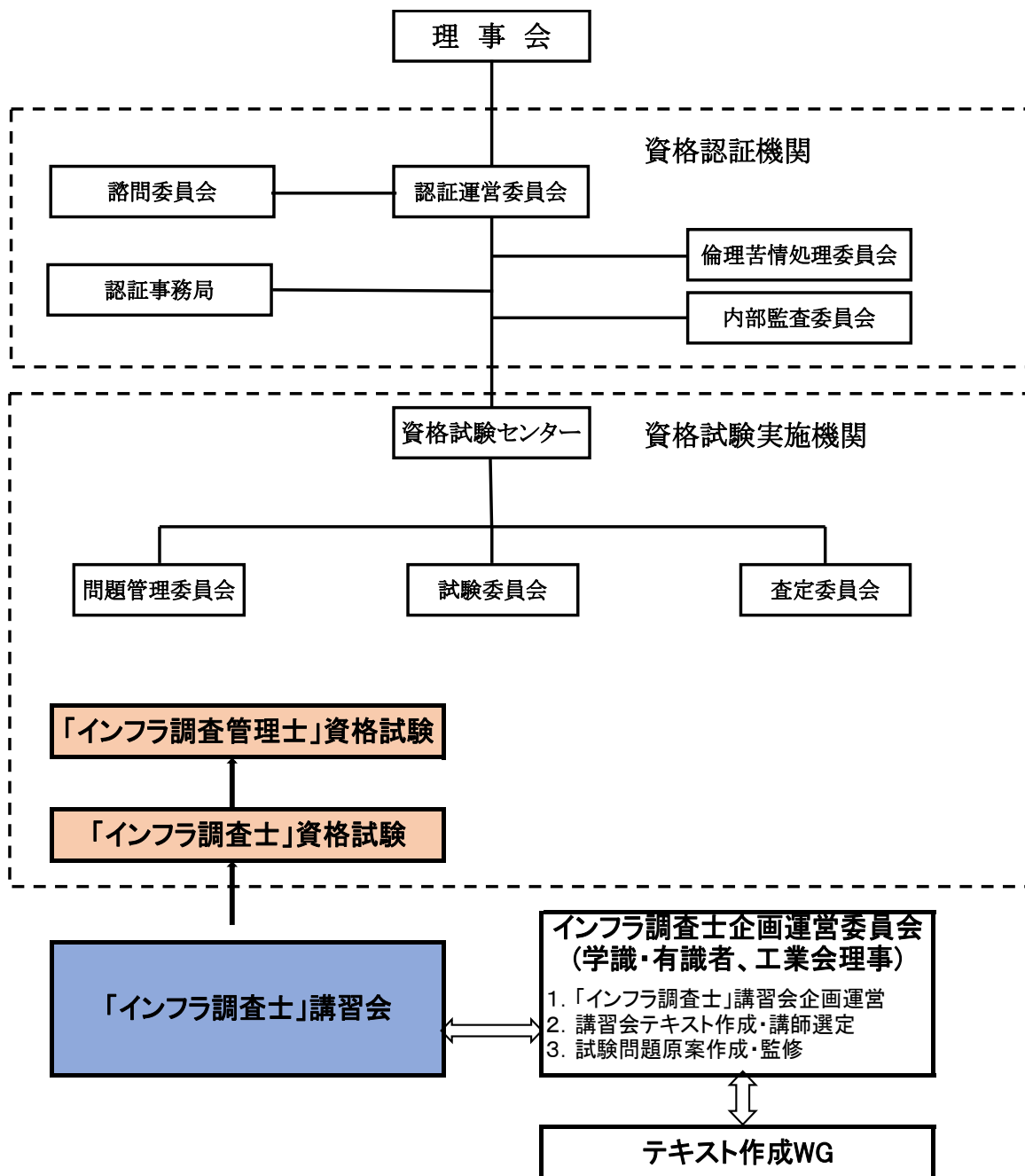


図 2. 資格認証組織図

◆資格取得後は、次の倫理規定の順守が義務付けられます。

《資格認証技術者順守事項》

1. 資格証明書に関する義務

資格認証技術者は、資格証明書の取扱いに際し、以下の事項に従わなければなりません。

- (1) 資格証明書は、資格認証技術者個人に対する証明書であることを認識、自覚し、他の者が使用することのないように管理する。
- (2) 資格証明書に記載された事実を超えて、業務、宣伝、その他の目的に使用しない。
- (3) 誤解を招きやすい方法で資格証明書を使用しない。
- (4) 認証機関の社会的評価を損なうような方法で認証を使用せず、また、誤解を招きやすいか又は無許可であると認証機関がみなすおそれのあることを公表しない。
- (5) 資格証明書に記載されたマーク（日本非破壊検査工業会のロゴマーク）は、資格証明書以外には使用しない。
- (6) 認証の一時停止又は取消に際して、認証機関又は認証への言及を含む全ての公表を中止し、また、認証機関の発行した資格証明書を返却する。

2. 倫理順守義務

資格認証技術者は、インフラ調査に関して次の不正行為を行ってはならない。

- (1) 不正な業務遂行
- (2) 検査結果に関する不正な報告又は報告書の作成
- (3) 不正行為の指示又は示唆
- (4) 不正な報告又は報告書作成の指示又は示唆
- (5) 資格証明書の改ざん及び貸借行為
- (6) その他、資格業務に関する不正行為

3. 倫理違反に対する処罰

この規則に違反した資格認証技術者に対しては、次に記す処分を課します。

- (1) 「インフラ調査士」技術者資格の一定期間凍結
- (2) 「インフラ調査士」技術者資格の取消し
- (3) 違反事実、内容及び氏名の公表

インフラ調査士講習会の申込／日程などについては「インフラ調査士講習会実施要領」、「インフラ調査士講習会実施案内」を参照ください。インフラ調査士資格試験の申込／日程などについては「インフラ調査士新規試験・再試験、資格更新試験受験申請実施案内」及び「インフラ調査士資格試験案内〔新規試験、再試験〕、〔資格更新試験〕（日程表）」を、認証登録申請については「インフラ調査士資格認証登録実施案内」を参照下さい。

その他不明な点は下記へお問い合わせ下さい。

『インフラ調査士資格認証制度のご案内（Rev. 201701）』は2017年1月31日現在のものです。更新されるたびにRev. 番号を変更のうえ、更新案内を下記ホームページに掲載していきますのでご確認下さい。

発行日 2017年1月31日

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-1

富高ビル3階

一般社団法人 日本非破壊検査工業会

インフラ調査士企画運営委員会

Tel 03-5207-5960 Fax 03-5207-5961

<http://www.jandt.or.jp/>